

旭川医科大学クラウドファンディング実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学クラウドファンディング実施規程の一部を改正する規程

旭川医科大学クラウドファンディング実施規程（令和6年旭医大達第82号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(実施責任者)</p> <p>第5条 クラウドファンディング及びプロジェクトを実施しようとする場合、プロジェクト実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置くものとする。</p> <p>2 実施責任者は、本学の職員とする。<u>ただし、非常勤職員の場合にあつては、当該プロジェクトを実施するにあたり、当該プロジェクトを監督又は責任をもって支援できる常勤職員と共同して実施しなければならない。</u></p> <p>3 実施責任者は、クラウドファンディング及びプロジェクトの実施に責任を負うとともに、その任務を誠実に遂行しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(実施の申請)</p> <p>第7条 実施責任者は、クラウドファンディング及びプロジェクトの実施を申請するときは、所定の様式により、学長に申請しなければならない。</p> <p><u>2 実施責任者は、プロジェクトの実施について、事前に関係する委員</u></p>	<p>(略)</p> <p>(実施責任者)</p> <p>第5条 クラウドファンディング及びプロジェクトを実施しようとする場合、プロジェクト実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置くものとする。</p> <p>2 実施責任者は、本学の職員とする。</p> <p>3 実施責任者は、クラウドファンディング及びプロジェクトの実施に責任を負うとともに、その任務を誠実に遂行しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(実施の申請)</p> <p>第7条 実施責任者は、クラウドファンディング及びプロジェクトの実施を申請するときは、所定の様式により、学長に申請しなければならない。</p>

会等の承認を得なければならない。（新設）

（実施の決定）

第8条 学長は、前条の申請があったときは、大学運営会議に意見を求め、実施の可否を決定するものとする。

（削除）

2 学長は、第1項の規定に基づき、クラウドファンディング及びプロジェクトの実施を決定した場合は、その旨を実施責任者に通知するものとする。

（実施の中断）

第9条 実施責任者は、クラウドファンディング及びプロジェクトの継続が困難であると合理的に判断した場合、その他クラウドファンディング及びプロジェクト運営上の重大な問題が発生した場合は、速やかに学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、大学運営会議に意見を求め、クラウドファンディング及びプロジェクトの中断を決定する。この場合において、実施責任者は、事業者と協議の上、速やかに支援者に対して必要な措置を講ずるものとする。

3 プロジェクトの中断等により経費の負担があるときは、実施責任者がその責任を負わなければならない。（新設）

（略）

附 則

この規程は、令和6年6月19日から施行する。

（削除）

附 則

この規程は、令和7年4月28日から施行する。

【改正理由】

クラウドファンディング実施における運用方法について明確にするため、所要の改正を行うものである。

（実施の決定）

第8条 学長は、前条の申請があったときは、大学運営会議に意見を求め、実施の可否を決定するものとする。

2 前項において、大学運営会議は、必要に応じてプロジェクト内容に
関係する委員会等の意見を求めることができるものとする。

3 学長は、第1項の規定に基づき、クラウドファンディング及びプロジェクトの実施を決定した場合は、その旨を実施責任者に通知するものとする。

（実施の中断）

第9条 実施責任者は、クラウドファンディング及びプロジェクトの継続が困難であると合理的に判断した場合、その他クラウドファンディング及びプロジェクト運営上の重大な問題が発生した場合は、速やかに学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、大学運営会議に意見を求め、クラウドファンディング及びプロジェクトの中断を決定する。この場合において、実施責任者は、事業者と協議の上、速やかに支援者に対して必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この規程は、令和6年6月19日から施行する。

2 管理運営に係る経費については、第11条第2項の規定に関わらず、
当分の間、徴収しないものとする。